

全校的な教育支援体制の充実

1 特集について

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年に制定されました。学校や教育委員会には、不当な差別的取扱いの禁止、実施に伴う負担が過重でない範囲の合理的配慮の提供が課されており、教育現場においてこれらの対応が求められています。合理的配慮は、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じ、詳細に実態把握をした上で、共に対処案を検討していくことが重要です。

そこで、本特集では、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供に向けて、教職員の役割や組織的な対応を踏まえた、全校的な教育支援体制の充実について説明します。

2 紙面の活用について 本特集は [こちら](#) から

教職員の役割の理解及び組織的な対応に向け、**校内委員会の役割例を示しています。**

通常の学級に在籍する**特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の状況を示しています。**

合理的配慮の提供に向け、**必要な過程及び合意形成の留意点を示しています。**

教育的ニーズに応じた**授業や学校生活における合理的配慮の提供例を示しています。**

御意見
ください

所報「たまじむ」において、多摩地区の学校及び市町村教育委員会のニーズに応える特集を予定しております。つきましては、特集内容に関する御意見をいただきたく、御協力をお願いいたします。

↓アンケートフォーム↓



こちらからも該当のアンケートフォームへ直接アクセスすることが可能です



本特集及び過去の
所報解説動画



過去の所報
「たまじむ」

全校的な教育支援体制の充実

学校現場においては、一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供が求められています。支援を必要とする児童・生徒が、通常の学級で学習に参加するために必要な支援は何か、学校全体で考えていく必要があります。本特集では、共生社会の実現に向けた全校的な教育支援体制の充実について解説します。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害を理由とする「不当な差別的な取扱い」の禁止と障害者への「合理的配慮の提供」が求められています。



共生社会の実現に向けた合理的配慮の提供

特別支援教育のニーズの高まり

教職員が役割を理解し、組織的な対応が必要

現状1※

校内委員会において、現在、特別な教育的支援が必要と判断された児童・生徒の割合

2012-2022年
約1.5倍増加

現状2※

現在、通級による指導を受けている割合

2012-2022年
約2.5倍増加

校内委員会の役割例

早期発見・アセスメント

学習面や行動面で特別な教育的支援が必要か、早期に気づき、共有しましょう。



個別指導計画の作成

校内関係者と連携し、個別指導計画を作成しましょう。



校内体制の構築・研修推進

児童・生徒への指導とその保護者との連携について、教職員で共通理解しましょう。



実態把握と支援の具体化

児童・生徒の実態を把握し、支援を具体化しましょう。



学校生活支援シート※の作成

保護者や関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成しましょう。



保護者相談・理解啓発の窓口

保護者からの相談や、理解推進の中心となりましょう。



※「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童・生徒のうち

校内委員会をもっと効果的に運用していく必要があります。



特別支援学校のセンター的機能等の活用

専門性を有する機関に判断を求めるとどうかを検討しましょう。なお、障害の判断を教員が行うものではありません。



※東京都では、個別の教育支援計画に、学校生活支援シートという名称を用いています。

一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供

建設的な対話による合意形成の留意点

相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応が必要です。

本人・保護者からの意思表示に加え、学校からも、配慮を提案する働きかけをしましょう。



対応が難しい場合は相手の理解を得られるよう努め、今できる対応を共に考えましょう。



合理的配慮の提供に必要な過程

意思の表明



調整

決定

教育支援計画に明記し、合意形成後も柔軟に見直していきましょう。



組織として対応し、必要に応じて教育委員会を通じて関係部署や施設に相談するなどしましょう。



合理的配慮の例

全体指示後、個別に確認



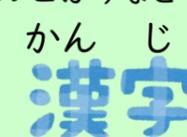
座席の配慮



ワークシート活用による書く量の軽減



教科書やプリントのルビふりなど



ICT機器の使用
かんじ漢字



学校生活における合理的配慮の例

連絡事項の1対1での確認、メモの活用



感情が高ぶった際の部屋の利用



イヤーマフの使用



合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う学級づくりが大切です。



- 特別支援教育に関する検討事項補足資料（令和7年10月 文部科学省）
- 小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）（平成16年1月 文部科学省）
- 合理的配慮の提供と特別支援教育に関する校内支援体制の充実について（令和7年2月 独立行政法人教職員支援機構）

- 都立高校における発達障害教育の手引き（令和6年2月 東京都教育委員会）

